

給 水 援 助 協 定

長野県公営企業管理者 小林 透（以下「甲」という。）と上田市長 土屋陽一（以下「乙」という。）は、災害等非常時における相互給水援助について、次のとおり協定する。

（給水援助の範囲）

第1条 甲及び乙は、災害等非常時においては、それぞれの給水区域内における給水に支障のない範囲内で相互に給水援助をするものとする。

（給・受水の地点）

第2条 甲及び乙が相互に行う給水援助地点は、以下の地点とし、各地点に設置した給水援助施設（以下「緊急連絡管」という）により行う。

- （1） 上田市仁古田300番地3 （仁古田緊急連絡管）
- （2） 上田市上田原1639番地1 （倉升緊急連絡管）
- （3） 上田市福田392番地2 （福田緊急連絡管）
- （4） 上田市小泉622番地2 （小泉緊急連絡管）
- （5） 上田市神畑乙189番地2 （神畑緊急連絡管）
- （6） 上田市生田4276番地29 （生田緊急連絡管）
- （7） 上田市小泉20番地2 （第六中学校緊急連絡管）

（施設の所有権及び管理）

第3条 緊急連絡管の所有権はその設置者とし、管理は甲乙協力して行うものとする。

（給水の手続）

第4条 甲及び乙は、給水を受けようとするときは、速やかにその理由を明記した給水依頼書により相手方に給水を依頼し、承諾を得るものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭により依頼することができる。

（経費の負担）

第5条 給水援助に伴う経費は、受水者が負担するものとする。

（協定期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1箇月前までに甲、乙から何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算してさらに1年間の効力を有するものとし、以後も同様

とする。

(補則)

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

2 この契約の締結日において、平成20年11月21日締結の給水援助協定は、その効力を失う。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各自1通を所持する。

令和2年7月28日

甲 長野県公営企業管理者
小林 透

乙 上田市長
土屋 陽一